河川・地下水の異常水質・事故対応

河川の異常水質とは、河川などの公共用水域において、魚類の大量浮上、へい死 等の事故で次の各号に掲げる状態のものをいいます。

- (1)「水質汚濁に係る環境基準」に定める、人の健康に関する環境基準項目について、基準値を超えたとき。
- (2)(1)以外の有害物質によるとき。
- (3)油類が大量に浮遊又は著しい濁りが発生したとき。
- (4) 着色、発臭等により水質が著しく変化したとき。
- (5)その他上記以外の状態によるとき。

無類の大量浮上、へい死等の事故を見かけた場合には、お近くの保健福祉事務 所の環境保全課までご連絡ください。

1 河川の異常水質での分析

(1) ガスクロマトグラフィー/マススペクトル (GC/MS)による農薬スクリーニング

採取した河川水を全自動固相抽出装置を使って 1000 倍に濃縮し、GC/MS で分析をします。 相対定量ソフトウェア(NAGINATA2)を用いて、農薬の定性・大まかな定量を行います。

(2)誘導結合プラズマ質量分析計 (ICP/MS)による有害金属測定

採取した河川水を ICP/MS で測定し、カドミウム、鉛、クロムなどの有害金属の定量を行います。

また、金属のスクリーニングも行うことができます。





(3)イオンクロマトグラフィー(IC)による イオン測定

採取した河川水を IC で分析し、フッ化物イオン、塩化物イオン、リン酸イオン、亜硝酸イオン、硫酸イオン、アンモニウムイオンの定量を行います。



2 地下水の異常水質での分析

井戸水で水銀やクロムのような有害物質が基準以上検出された場合、周囲の井 戸水を含め、定期的に分析しています。